

# 学校教育における

# 「法」に関する教育の推進

## 「法」に関する教育カリキュラムの活用に向けて

東京都教育委員会は、次代を担う子供たちが、法やきまり、ルール及び司法について学び、自由で公正な社会の担い手としての資質・能力を身に付けることができるよう、学習指導要領における「法」に関する教育に関連する指導内容を基に、各教科等の指導計画例を示した『「法」に関する教育カリキュラム』を作成し、東京都教育委員会ホームページに掲載しています。

平成 29 年 3 月告示の小学校及び中学校学習指導要領、平成 30 年 3 月告示の高等学校学習指導要領には、消費者教育に関する内容の更なる充実が図られており、「法」に関する教育では、法やきまり、私法、憲法、司法などに関わる学習の視点が設定されるとともに、多くの部分に消費生活と関連する内容が含まれています。

本リーフレットでは、『「法」に関する教育カリキュラム』を踏まえた、単元指導計画と授業展開例、特に法律実務家が実際に参画した 1 単位時間の授業の概要について紹介します。

## 学習指導要領における消費者教育の内容の充実

### ○ 小学校学習指導要領の改訂 (平成 29 年 3 月 31 日公示)[主な充実部分]

[社会科 第 3 学年]

- 販売の仕事が消費者の多様な願いを踏まえ  
売り上げを高めるよう、工夫して行われていること

[家庭科 第 5 学年及び第 6 学年]

- 買い物の仕組み、売買契約の基礎
- 物や金銭の使い方と買い物について、  
消費者の役割が分かること

### ○ 中学校学習指導要領の改訂 (平成 29 年 3 月 31 日公示)[主な充実部分]

[社会科〈公民的分野〉]

- 個人や企業の経済活動における役割と責任  
〔技術・家庭科〈家庭分野〉〕
- 購入方法や支払い方法の特徴が分かること
- 計画的な金銭管理の必要性について理解すること
- クレジットなどの三者間契約

### ○ 高等学校学習指導要領の改訂(平成 30 年 3 月 30 日公示)[主な充実部分]

[公民科〈公共〉]

- 多様な契約及び消費者の権利と責任

[家庭科〈家庭基礎〉]

- 契約の重要性、消費者保護の仕組みについて理解すること
- 責任ある消費について考察し、工夫すること

## ◇ ◇ 目 次 ◇ ◇

○ 小学校第 4 学年社会科	「ごみのしよりと再利用」(東京都行政書士会との連携) ……2
○ 小学校第 5 学年家庭科	「じょうずに使おう お金や物」(東京都行政書士会との連携) ……3
○ 中学校第 3 学年社会科	「人間らしく生きるために」(東京司法書士会との連携) ……4
○ 中学校第 3 学年社会科	「消費生活と経済」(東京司法書士会との連携) ……5
○ 高等学校第 3 学年公民科〈政治・経済〉	「労働問題と社会保障の充実」(東京司法書士会との連携) ……6
○ 高等学校第 3 学年公民科〈政治・経済〉	「消費者問題」(第一東京弁護士会との連携) ……7
◇ 法律実務家との連携について	……8

### 法に関する教育とは……

法律の専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている「自由・権利」と「責任・義務」などの価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育

## 法やきまり、ルールの基本となる考え方を学ぶ授業展開例

社会生活を営む上で大切な法やきまりに重点を置いた授業構想

### 単元名「ごみのしよりと再利用」

【単元の目標】 廃棄物の処理のための事業について、処理の仕組みや再利用、地域の人々の協力の様子について調べ、これらの事業が衛生的な処理や資源の有効利用ができるように進められていることや、生活環境の維持と向上に役立っていることを理解できるようにする。

### 単元の流れ【全13単位時間】

- 1 学校や家庭から出されたごみについて調べ、結果から分かったことについて話し合う。
- 2 ごみが処理されないとどうなるかを予想し、ごみの処理について関心をもつ。
- 3 学習問題を見いだす。「ごみは、どのように、何のために、処理されているのだろうか。」

- 4・5 ごみの収集方法と燃やせるごみの処理について調べる。
- 6 清掃工場への取組や熱の再利用について調べる。
- 7・8 燃やせないごみの処理と資源のリサイクル・再生利用について調べる。

- 9・10 家庭から出たごみが埋立処理されたり、再生品となったりするまでの過程を図や文（ごみのゆくえマップ）でまとめる。

- 11 ごみの出し方のきまりについて考える。【本時】
- 12 清掃工場で働く人の話から、これからのごみ処理やごみを減らす取組について調べる。
- 13 学習してきたことを振り返り、学習問題に対する自分の考えをまとめる。

### 「法」に関する教育と関連する授業展開

【本時（第11時）のねらい】 ごみの処理において、分別などのきまりが存在する理由や、自分たちのくらしとそれらのきまりとの関わりについて考える。

#### 導入

前時までに作成した「ごみのゆくえマップ」を基に学習を振り返り、ごみの処理や資源の回収方法にはきまりがあることを確認し、本時の課題をつかむ。

【学習課題】 なぜ、ごみの処理には、多くのきまりがあるのだろうか。

#### 展開

課題について、予想を立てて見通しをもつ。

- ・ きまりがないとまちにごみがあふれて、ごみのにおいが発生するのではないか。
- ・ 埋立処分場にごみでいっぱいになってしまうのではないか。

きまりが整備された背景について調べ、考えをもつ。

- ・ くらしは豊かになったが、ごみが増え、ごみの処理が追い付かなくなっていた。
- ・ ごみの処理が追い付かず八工が大量発生して、生活が大変なことになっていた。

#### まとめ

調べたことや法律実務家の話を基に、本時の学習課題に対する考えをまとめる。

- ・ きまりがなかったら、まちに住む人が嫌な思いをするかもしれないと思った。
- ・ きまりがあることで気持ちよくいられるので、きまりを守りたいと思った。

#### 法律実務家の話

みんながごみを出すので、ごみについてのきまりはみんなに関係します。みんなが快適に過ごすためには、ごみについてのきまりが必要です。でも、そのきまりは、誰かを犠牲にするようなきまりであってはいけません。ごみ収集所や処分場近くの人など、様々な人のことを考えることが必要です。



## 私法の基本的な考え方を学ぶ授業展開例

買物の仕組みや消費者の役割に重点を置いた授業構想

### 題材名「じょうずに使おう お金や物」

【題材の目標】 物や金銭の計画的な使い方と適切な買物に関する基礎的・基本的な知識や技能を身に付け、課題を見付け、その解決方法を考えたり自分なりに工夫したりできるようにする。

### 題材の構成【全5単位時間】

- 1 家庭で使うお金はどのように得ているかを考え、物やお金の大切さに気付き、その使い方に関心をもつ。
- 2 生産活動と消費活動を行っている私たちの生活が、収入と支出とのバランスの上で成立していることから、お金の大切さを考える。
- 3 野菜いためを作るときの材料を買う時のポイントについて考え、買物をする時に必要なことを理解する。
- 4 買物のシミュレーションを行い、目的に合った物の選び方について考える。
- 5 買物は契約であることを理解し、消費者としてすべきことを考える。【本時】

### 「法」に関する教育と関連する授業展開

【本時（第5時）のねらい】 売買契約の基礎を理解するとともに、買物の仕方について、自立した消費者としての行動について考える。

#### 導入

前時までの学習を振り返り、本時の課題をつかむ。

【学習課題】 商品を購入する場面で、気を付けることは何かを考えよう。

#### 展開

買物のときに起こり得る困った場面について考える。  
「もし、この買物のやり取りがうまくいかないことがあるとしたらどんなことでしょうか。」

#### （買い手の立場）

- ・ ほしい商品が売り切れていた。
- ・ 思っていたよりも値段が高かった。
- ・ 家の人に内緒で買ったので返してきなさいと言われてしまった。

#### （売り手の立場）

- ・ 商品を間違えて渡してしまった。
- ・ 返品されてしまった。

困ったことを防ぐための対策について、グループで話し合う。  
「買い手の立場に立って解決策を考えましょう。」

- ・ 電話して商品があるかどうかを確かめる。
- ・ 商品について、下見したりHPで調べたりしておく。
- ・ 家の人に買ってよいか相談する。

#### まとめ

本時の学習を振り返り、自分だったら、今後の生活にどう生かしていきたいか、考えをまとめる。

- ・ 契約はしっかりと考えてする方がよいので、計画を立てて買物をするのが大切だと思った。
- ・ 法律があるから、トラブルがあまり起きずにスムーズに買物ができるということが分かった。



#### 法律実務家の話

買物をするのは「売買」という契約で、民法という法律に定められていて、買い手と売り手の権利と義務が示されています。子供でも、お金を使って買物をする場合には、消費者として上手に買物をしていくことが大切です。

## 憲法及び立憲主義の意義を生活と関連付けて学ぶ授業展開例

基本的人権を保障している法の意義を理解することに重点を置いた授業構想

### 単元名「人間らしく生きるために」

【単元の目標】 民主的な社会生活を営むために、法に基づく政治の大切さを理解し、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義を考える。また、人間らしく生きるための権利とその権利を保障している法の意義について理解する。

### 単元の流れ【全3単位時間】

- 1 「人間らしい生活とは何か」について話し合い、日本国憲法第25条を基に、国にはどのような責務があるか考察する。
- 2 日本国憲法第26条と教育基本法の理念を基に、国が「教育を受ける権利」を保障していることについて、判例を通して考察し理解する。
- 3 労働者を守るために、国が法律を制定し、環境を整えていることや、労働者の権利を通して、法の意義や法に基づいた政治の大切さについて理解する。【本時】

### 「法」に関する教育と関連する授業展開

【本時（第3時）のねらい】 社会権において、労働者を守る権利が保障されていることについて理解し、その意義を考察する。

#### 導入

架空の4つの事業所と勤務条件の説明から、働くことについてイメージをもつ。

4つの事業所の求人広告から賃金や勤務時間、休憩時間などの勤務条件を確認する。

#### 展開

労働関係の問題点を設定したロールプレイを通して、何が問題なのかと、日本国憲法や労働基準法等の条文を抜粋したカードを基に解決する方法を考え、班で意見交換する。

- ・ 労働者側の役を演じてみて、辞めさせられたら困ると思ったので、「分かりました。」としか言えなかった。
- ・ ロールプレイを見て、「それはないだろう」と思ったけれど、実際には問題点を指摘することはできないだろうなと思った。
- ・ カードにはきまりが細かく示されていて、労働者を守るためのきまりがたくさんあることに驚いた。

#### 設定した架空の事業所における労働関係の主な問題点

- ・ 試用期間の時給が最低賃金以下
- ・ 勤務時間外の出勤
- ・ 有給休暇がもらえない
- ・ 残業代が支払われない など

#### 法律実務家の話

働く人たちを守るために、たくさんの法律があります。この法律は、歴史の中で労働者の労働環境の改善を図るためにつくられてきたものでもあります。日本国憲法にも勤労の権利と義務、勤労条件の基準等が定められており、労働者が人間らしく働くことができるように、労働者を保護しているという意図を理解しておくことが大切です。

#### まとめ

労働に関する法律がない世界ではどのようなことが起こるのかを考察し、法の意義や法に基づいた政治の大切さについて考えたことをまとめる。

- ・ 自分たちには多くの権利があるのだということを知っておくことが大切で、権利が侵害されていると感じたら、声をあげることが必要だと思った。
- ・ 雇う側と雇われる側が、平等で幸せに仕事ができることが「人間らしい」社会だと考えた。法律は窮屈なものだと思っていたけれど、実は弱い立場にある人を守るものだということが分かった。



## 私法の基本的な考え方を学ぶ授業展開例

「消費者の保護」の意義を理解することに重点を置いた授業構想

## 単元名「消費生活と経済」

【単元の目標】 身近な経済生活である消費を中心に、経済活動の意義について理解するとともに、自らの消費生活に関する行動が経済に影響を与えるものであることを自覚し、国や地方公共団体の消費者政策や消費者の権利と責務について理解する。

## 単元の流れ【全4単位時間】

- 1 自らの消費生活を基に、経済活動について理解する。
- 2 消費者問題が起こる理由について考察することを通して、「消費者主権」について関心をもつとともに、「契約」によって消費生活が成り立っていることなどを理解する。
- 3 具体的な消費者問題への対応について考察することを通して、「消費者の保護」のための消費者行政に関わる国や地方公共団体の役割について理解する。【本時】
- 4 消費者行政の課題から、「消費者の責任」、「自立した消費者」について考察し、これから消費者としてどのように行動していくべきかを追究する。

## 「法」に関する教育と関連する授業展開

【本時（第3時）のねらい】 具体的な消費者問題への対応について考察することを通して、「消費者の保護」のための消費者行政の役割について理解する。

## 導入

前時までの学習内容を振り返り、消費者問題が起きていることを想起させる。

【学習課題】 消費者問題にはどのように対処していくのがよいだろうか。

## 展開

消費者問題の3つの事例※について、それぞれ誰に、どのような責任があるのかを考え、グループで話し合う。

※ 3つの事例：クーリング・オフ制度、製造物責任法、消費者契約法に関する事例

- ・ 商品の購入を強要した売る側に責任があるのではないか。
- ・ 欠陥のある商品を製造した会社に責任があるのではないか。
- ・ 商品について調べていなかった購入者に責任があるのではないか。

話し合った内容を基に、消費者の保護の意義について考察する。また、法律実務家からの話を聞いて、消費者行政の役割について理解を深める。

## まとめ

本時の学習を振り返り、学んだことや学習課題について考えたことをまとめる。

- ・ 自分も物を買う時には安さだけを重視してしまっていたので、これからは、買おうとする商品の情報をもっと知ろうと思った。
- ・ もし自分が消費者問題にあってしまったら、自分と同じような被害にあう人が出ないようにしていきたい。そうすることで、消費者が安心して商品を買うことができるようになり、より経済が豊かになると思った。



## 法律実務家の話

事業者（会社等）と消費者（個人）の間には情報の質・量、交渉力等に差があり、消費者が不利になりがちです。そうした不公平をなくすために法律が定められ、消費者を守る制度が確立しています。事業者が不正をした場合、消費者が、契約時に不正が行われていたことを証明するのは大変なことです。国や地方公共団体は、消費者が安心して契約ができるようにすることが必要です。



## 日本国憲法の法的権利について学ぶ授業展開例

労働問題と社会保障制度を理解し、日本の貧困問題について考察することに重点を置いた授業構想

### 単元名「労働問題と社会保障の充実」

【単元の目標】 労働問題や社会保障の現状を理解するとともに、日本の貧困問題をどのように解決していくべきか、その方策を考える。

### 単元の流れ【全5単位時間】

- 1 社会保障に関する判例を検証しながら法の意義・機能について理解する。
- 2 子供の貧困に関わる現状、社会保障の在り方を学習し、政策提言について理解する。
- 3 子供の貧困を解決するための政策提言をグループで考察する。
- 4 異なる立場のグループ代表者による政策提言についての模擬パネルディスカッションを行い、互いの立場を理解する。
- 5 異なる立場の政策提言に対し、代表者以外の生徒との質疑応答を行うことで、議論を深め、グループごとに政策提言を検討し直し、まとめる。【本時】

### 「法」に関する教育と関連する授業展開

【本時（第5時）のねらい】 日本国憲法で「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が保障されていることを理解し、その意義を考察する。

【法律実務家と授業者との打合せの様子】

#### 導入

前時のパネルディスカッションで富裕層、貧困層、高齢者、中高生、政府それぞれの立場で議論した内容について、所得の再分配などの観点から論点を整理する。

【学習課題】 平等な教育資源を子供たち全てに提供できるか。

#### 展開

パネルディスカッションでそれぞれの立場を踏まえ、新たな考えや意見を加えて最終的な提言をグループごとにまとめ、発表する。

- ・ 累進課税を強化し、用途を明示した上で富裕層にもっと負担してもらおう。
- ・ 現在日本は借金をしており、その点において単純に子供に対して充てるお金を増やす政策は考えづらいものの、現行の制度などを変え、財源を変更することによって未来ある子供たちへの支援ができることが分かった。
- ・ 富裕層と貧困層の格差を完全に埋めるのは難しい。どのメリットを選び、デメリットを受け入れるかは人それぞれだから。
- ・ 現状では負担するという意識が薄く、難しいと思う。
- ・ まず少子化に歯止めをかけることが必要だと思う。

#### まとめ

厚生労働白書などの資料を基に、他国と比較した所得再分配の状況、大学授業料の国際比較など最新情報を確認し、子供の貧困対策の現状に対する自分の考えをまとめる。

- ・ 貧困には連鎖があり、これを改善するためには、社会保障や教育が大事であると思った。
- ・ 最後に聞いた、司法書士の方からのお話からヒントを得て、改めて社会全体で貧困層を支えるべきだと感じた。
- ・ 活発に意見交換ができて面白かった。これからも積極的に自分の生きる社会について考えたい。



#### 法律実務家の話

【貧困層】 貧困についての考え方や生活保護の仕組み、生活保護が必要な方々の捕捉率の低さ、子供の貧困に関する説明。社会が健全で安定していることの大切さについての話など。

【富裕層】 会社経営が破産したり、災害にあったり、病気になったりして、富裕層から貧困層へ立場が変わる「交代可能性」を意識する大切さについての話など。

## 私法の基本的な考え方について学ぶ授業展開例

多様な契約及び消費者の権利と責任に重点を置いた授業構想

### 単元名「消費者問題」

〔単元の目標〕 消費者問題を中心に、契約に関する基本的な考え方及び契約により生じる責任について理解する。また、消費者保護の重要性とともに消費者の権利と責任を多面的・多角的に考察することを通して、消費者問題について、公正に判断する力を養う。

### 単元の流れ【全3単位時間】

- 1 消費者を取り巻く環境や消費者をめぐる様々なトラブル、契約、消費者を守るクーリング・オフについて理解する。
- 2 多重債務、消費者生活センターの意義と消費者市民社会、クレジットカード利用に際して留意事項について理解する。
- 3 消費者の権利、企業と消費者の情報格差（社会的責任を欠いた企業行動による被害、商品の多様化・複雑化、情報の非対称性）について考察する。【本時】

### 「法」に関する教育と関連する授業展開

【本時（第3時）のねらい】 消費者の権利、責任と消費者保護について、多面的・多角的に考察し、公正に判断する力を養う。

#### 導入

前時までの学習を振り返り、本時の学習課題をつかむ。

【学習課題】 消費者問題について、個人として、社会としてどのように取り組むべきか。

#### 展開

三つのケース（右記）を用意し、企業側と消費者側に分かれてペアワークを行い、気付いたことをワークシートにまとめる。

- ・ 高齢者を対象にして、理解が難しい金融商品を勧誘しているからトラブルになっているのではないか。
- ・ 売る側が、期間限定であることを理由に契約を迫ったため、消費者は契約してしまったのではないか。
- ・ 売る側と買う側との間に商品や法に対する知識に差があったので、トラブルになってしまったのではないか。

【発問】 「消費者問題について、個人として、社会として、どのように対応していくべきか。」

- ・ 個人として、自らの自由や権利を守るために、自分自身が知識を身に付けて、だまされないようにする。社会として、国が法や制度の整備を早急に進めていくことや、学校現場で授業や講習をすることで、消費者に関する正しい知識やトラブルへの対処方法を学ぶ。
- ・ 個人として、すぐに契約することはしない。知らない商品や人には近付かない。社会として、トラブルに巻き込まれないように、法整備を行うとともに、契約について理解を深めるように高齢者や若者を中心にリーフレットで周知する。また、消費者生活センターについても周知していく。

#### まとめ

本時の学習を振り返り、再度消費者問題についての考えをまとめる。

- ・ PL法や特定商品取引法、消費者契約法の意義を確認することができた。今の制度や法だけでは、対応できない部分があるのであれば、消費者の安全、安心のために、新たに制度や法整備の必要性を感じた。
- ・ 自分一人で契約するのではなく、家族と相談して、法的義務がある契約をするべきだと思った。自分や自分の身近な人が被害に遭わないように、何ができるかを考えていきたい。
- ・ 契約に関する正しい知識を身に付け、事前に対応できる力を養うことが大切だと感じた。

#### 三つのケース

- ・ 金融商品訪問セールス（高利の投資）  
（訪問販売員役、高齢被害者役）
- ・ モデルスカウト（エステの勧誘）  
（スカウト勧誘員役、学生被害者役）
- ・ 情報商材セールス（高収入のアルバイト）  
（キャッチセールス役、通行人被害者役）

#### 法律実務家の話

- ・ 三つのケースの勧誘文言の共通点は何か。
- ・ もし、皆さんが勧誘を受けたとしたら、どのように対応するべきか。迷った時、誰に相談するとよいか。実際に多くの若者が被害に遭っている。

# 法律実務家との連携について

— 法律実務家と連携した授業を計画してみましょう。 —

## 第一東京弁護士会

成年年齢の引下げを視野に入れ、若者をターゲットにした消費者被害の事例を紹介しながら、消費者問題の基礎知識（予防方法や対処方法、加害者にならないという視点等）を学ぶ消費者教育授業を実施しています。

### 連絡先

**第一東京弁護士会  
消費者問題対策委員会**

電話 (03)3595-8583  
ファクシミリ (03)3595-8576

## 東京司法書士会

法の役割や法的な考え方、基本的な法律知識を身に付けることにより、トラブルの予防に資することを目的として、身近な事例と分かりやすい言葉を用いた法律教室を開催しています。

### 連絡先

**東京司法書士会**

電話 (03)3353-9191  
ファクシミリ (03)3353-9239

## 東京都行政書士会

図書館・公園・駅の利用、お菓子のパッケージなど身近なテーマから、規則やきまりを考える、法教育の出前授業を行っています。

### 連絡先

**東京都行政書士会  
法教育推進特別委員会**

電話 (03)3477-2881  
ファクシミリ (03)3463-0669

## 法務省

小学校、中学校及び高等学校における法教育授業のための教材の配布や、法務省職員による出前授業を実施しています。

### 連絡先

**法務省大臣官房司法法制部  
司法法制課司法制度第二係**

電話 (03)3580-4111  
内線 2362・5922  
電子メール houkyouiku@i.moj.go.jp

相談内容も含めて、当課担当指導主事が、学校と法律実務家とのコーディネートを行います。授業を行う2か月前を目途に御相談いただくと、打合せの日時を十分に確保することができ、授業の一層の充実を図ることができます。

**東京都教育庁指導部義務教育指導課  
法に関する教育担当**

電話 (03)5320-6841  
ファクシミリ (03)5388-1733  
電子メール S9000024@section.metro.tokyo.jp

**東京都教育庁指導部高等学校教育指導課  
法に関する教育担当**

電話 (03)5320-6845  
ファクシミリ (03)5388-1733  
電子メール S9000023@section.metro.tokyo.jp